

議案第15号

令和7年度北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第4条の規定により、令和7年度の北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準を定めたいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成17年北栄町教育委員会規則第5号）第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和7年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

令和7年度同学年の児童・生徒で編成する1学級の児童又は生徒の数

(1) 小学校

1年	2年	3年	4年	5年	6年
30人	30人	30人	30人	30人	30人

(2) 中学校

1年	2年	3年
33人	35人	35人

(添付参考資料：議案第 12 号関係)

少人数学級編成 整理表 (協力金含む)

【小学校】

基準／学年	小 1 年	小 2 年	小 3 年	小 4 年	小 5 年	小 6 年
国	3 5 人	3 5 人	3 5 人	3 5 人	3 5 人	<u>3 5</u> 人
県	3 0 人	3 0 人	3 0 人	3 0 人	3 0 人	<u>3 0</u> 人
	②県単独	②県単独	①県・町	①県・町	①県・町	① 県・町
町	県と同じ					

①71 人から 80 人までが、県・町 1／2 協力金で半額負担。小学校は、教員 1 名分の負担となり、町負担 200 万円×1 名分となる。

②県単独は、すべて県費負担。町負担 0 円

・町単独基準はない。

【中学校】

基準／学年	中 1 年	中 2 年	中 3 年
国	4 0 人	4 0 人	4 0 人
県	3 3 人	3 5 人	3 5 人
	②県単独	①県・町	① 県・町
町	県と同じ		

①71 人から 80 人までが、県・町 1／2 協力金で半額負担。中学校は、原則、教員 2 名分（学級数による）の負担となり、200 万円×2 名分となる。（学校の学級数により教員配置数は 1 名の場合もある。）

②県単独は、すべて県費負担。町負担 0 円

・町単独基準はない。

議案第16号

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する
規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則の
一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第
2条の規定により委員会の承認を求める。

令和7年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する
規則の一部を改正する規則

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則
(平成29年北栄町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者に対して就学援助費を<u>支給</u>することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 児童生徒 <u>公立</u>の小学校又は中学校に在学する者をいう。 (2) 就学予定者 <u>翌年度に公立</u>の小学校又は中学校に就学を予定する者をいう。 (対象者)	(目的) 第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。<u>以下「法」という。</u>)第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者に対して就学援助費を<u>交付</u>することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 児童生徒 <u>法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、北栄町立の小学校又は中学校に在学する者をいう。</u> (2) 就学予定者 <u>学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者のうち、翌年度に北栄町立の小学校又は中学校に就学を予定する者をいう。</u> (対象者)

第3条 就学援助費の<u>支給</u>を受けることができる者は、<u>町内に住所を有する児童生徒及び就学予定者又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の規定により北栄町立の小学校又は中学校に在学する児童生徒及び就学予定者の保護者</u>であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)及び(2) 略 (就学援助費の費目) 第4条 <u>支給</u>する就学援助費の費目は次に掲げるとおりとする。ただし、前条第1号の要保護者で、教育扶助を受けているもの(以下「教育扶助受給者」という。)に対する就学援助費の費目は、医療費及び修学旅行費に限るものとする。 (1)～(9) 略 (<u>支給額</u>) 第5条 就学援助費の<u>支給額</u>は、要保護児童生徒援助費補助金における国の予算単価額を限度とし、年度ごとに、教育長が定めるものとする。 (申請) 第6条 就学援助費の<u>支給</u>を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、北栄町就学援助費<u>支給</u>申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、<u>北栄町立の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者である場合</u>にあっては、<u>その児童生徒の在学す</u>	第3条 就学援助費の<u>交付</u>を受けることができる者は、児童生徒又は就学予定者の保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)及び(2) 略 (就学援助費の費目) 第4条 <u>交付</u>する就学援助費の費目は次に掲げるとおりとする。ただし、前条第1号の要保護者で、教育扶助を受けているもの(以下「教育扶助受給者」という。)に対する就学援助費の費目は、医療費及び修学旅行費に限るものとする。 (1)～(9) 略 (<u>交付額</u>) 第5条 就学援助費の<u>交付額</u>は、要保護児童生徒援助費補助金における国の予算単価額を限度とし、年度ごとに、教育長が定めるものとする。 (申請) 第6条 就学援助費の<u>交付</u>を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、北栄町就学援助費<u>交付</u>申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、児童生徒の在学する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、教育委員会に提出しなければならない
--	--

る学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、<u>それ以外の場合にあっては直接、教育委員会に提出しなければならない。</u>ただし、教育扶助受給者については、この限りでない。 2 前項本文の規定にかかわらず、申請者のうち入学前に第4条第4号に掲げる新入学児童生徒学用品費の<u>支給</u>を受けようとする就学予定者の保護者は、教育委員会が指定する日までに、申請書に必要な書類を添えて、教育委員会に直接若しくは校長又は就学する予定の学校の校長を経由して提出しなければならない。 (認定及び通知) 第7条 略 2 前項の認定は、毎年4月(入学前に新入学児童生徒学用品費の<u>支給</u>を受ける者にあつては3月)に行うものとする。ただし、年度の途中で申請があつた場合は、原則として、申請があつた日が属する月の翌月の初日に行うものとする。 3～6 略 7 教育委員会は、前2項の通知の際に、認定を受けた者(以下「認定者」という。))については、北栄町就学援助費支給計画書により就学援助費の支給計画を通知するものとする。	い。ただし、教育扶助受給者については、この限りでない。 2 前項本文の規定にかかわらず、申請者のうち入学前に第4条第4号に掲げる新入学児童生徒学用品費の<u>交付</u>を受けようとする就学予定者の保護者は、教育委員会が指定する日までに、申請書に必要な書類を添えて、教育委員会に直接若しくは校長又は就学する予定の学校の校長を経由して提出しなければならない。 3 <u>申請書は、正本を教育委員会が、また副本を当該児童生徒が在学する若しくは就学する予定の学校の校長が保管するものとする。</u> (認定及び通知) 第7条 略 2 前項の認定は、毎年4月(入学前に新入学児童生徒学用品費の<u>交付</u>を受ける者にあつては3月)に行うものとする。ただし、年度の途中で申請があつた場合は、原則として、申請があつた日が属する月の翌月の初日に行うものとする。 3～6 略 7 教育委員会は、前2項の通知の際に、認定を受けた者(以下「認定者」という。))については、北栄町就学援助費支給計画書により援助費の支給計画を通知するものとする。
---	--

る。 (就学援助費の<u>支給</u>) 第9条 <u>就学援助費</u>(医療費及び学校給食費を除く。)は、認定者に対し、金銭により支払うものとする。ただし、学校が徴収する学級費等の学校納付金に未納が生じた場合は、申請書における保護者の委任に基づき、就学援助費の請求、受領、精算及び返納は、当該校長を通じて行うことができるものとする。 2 医療費は、教育委員会から医療機関又は薬局等へ直接支払うものとする。 3 学校給食費は、教育委員会から学校給食センターへ直接支払うものとする。 4 <u>医療費及び学校給食費は、児童生徒が町内の小学校又は中学校に在学している場合に限り支給する。</u> 5 <u>前項以外の就学援助費は、町外に居住する児童生徒にあっては、その居住地の市町村の就学援助制度に本町と同様の対象費目がある場合は、原則、その居住する市町村から支給を受けるものとし、支給しない。</u> 6 略 7 校長は、第1項の規定により、校長を通じて就学援助費を<u>支給</u>したときは、<u>就学援助費の支給</u>を受けた認定者から受領書を徴するものとする。	(就学援助費の<u>交付</u>) 第9条 <u>援助費</u>(医療費及び学校給食費を除く。)は、認定者に対し、金銭により支払うものとする。ただし、学校が徴収する学級費等の学校納付金に未納が生じた場合は、申請書における保護者の委任に基づき、就学援助費の請求、受領、精算及び返納は、当該校長を通じて行うことができるものとする。 2 <u>医療費については</u>、教育委員会から医療機関又は薬局等へ直接支払うものとする。 3 <u>学校給食費については</u>、教育委員会から学校給食センターへ直接支払うものとする。 4 略 5 校長は、第1項の規定により、校長を通じて就学援助費を<u>交付</u>したときは、<u>援助費の交付</u>を受けた認定者から受領書を徴するものとする。
--	---

(就学援助費の支給時期) 第10条 それぞれの就学援助費は、<u>原則</u>、次に掲げる期日に支給する。 (1) <u>校外活動費、修学旅行費</u> 実施のあった学期の最終月 (2) <u>新入学児童生徒学用品費</u> 第7条第1項に規定する認定が3月に行われたものについては3月、それ以外のものについては7月 (3) <u>医療費</u> 毎月払い (4) <u>学校給食費</u> 3月 (5) <u>学用品費、通学用品費、クラブ活動費、児童生徒会費</u> 7月、12月、3月(毎年度3期に分割支給する。) (認定の取り消し) 第12条 教育長は、認定者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該認定を取り消すものとする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>援助の必要がなくなったとき、又は支給の停止が必要であると教育委員会が認めるとき。</u> 2及び3 略 (就学援助費の返還) 第13条 教育委員会は、次に掲げるときは、認定者に対し、就学援助費の	(就学援助費の支給時期) 第10条 それぞれの就学援助費は、次に掲げる期日に支給する。 (1) <u>第4条第3号、第7号に掲げる就学援助費</u> 実施のあった学期の最終月 (2) <u>第4条第4号に掲げる就学援助費</u> 第7条第1項に規定する認定が3月に行われたものについては3月、それ以外のものについては7月 (3) <u>第4条第8号に掲げる就学援助費</u> 毎月払い (4) <u>第4条第9号に掲げる就学援助費</u> 3月 (5) <u>前4号に掲げるもの以外の就学援助費</u> 7月、12月、3月(毎年度3期に分割支給する。) (認定の取り消し) 第12条 教育長は、認定者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該認定を取り消すものとする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>援助の必要がなくなったと教育委員会が認めるとき。</u> 2及び3 略 (就学援助費の返還) 第13条 教育委員会は、次に掲げるときは、認定者に対し、就学援助費の
--	---

返還を求めることができる。 (1) 略 (2) 教育委員会が返還を要すると認めたとき。	返還を求めることができる。 (1) 略 (2) <u>就学予定者が、北栄町立の小学校若しくは中学校に就学しなかったとき。</u> (3) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が返還を要すると認めたとき。</u>
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 17 号

北栄町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則を制定したいので、
北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第●号

北栄町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

北栄町学校給食費徴収条例施行規則(平成29年北栄町教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(学校給食費に相当する経費の徴収) 第6条 条例第6条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。 (1) 児童に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>345円</u> (2) 生徒に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>404円</u> 2 略	(学校給食費に相当する経費の徴収) 第6条 条例第6条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。 (1) 児童に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>323円</u> (2) 生徒に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>375円</u> 2 略

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

議案第18号

北栄町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和7年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

第1条 北栄町産後ケア事業実施要綱(平成30年北栄町告示第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用期間) 第6条 事業を利用することができる期間は、次のとおりとする。 (1) デイサービス型 母子の場合は1組につき7日間を限度とする。乳児のみの場合は、週に3日以内とする。利用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。 (2)及び(3) 略	(利用期間) 第6条 事業を利用することができる期間は、次のとおりとする。 (1) デイサービス型 母子の場合は1組につき7日間を限度とする。乳児のみの場合は、週に3日以内とする。利用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。 <u>なお、利用の初日及び最終日は、それぞれ1日とみなす。</u> (2)及び(3) 略 (利用料) 第9条 <u>前条の規定による事業の利用承認を受け、利用した者(以下「利用者」という。)は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める区分に応じた利用料を、町の発行する納入通知書により、町へ支払わなければならない。ただし、鳥取県産後ケア利用料無償化事業補助金の適応を受ける場合は、全額を免除する。</u>

(利用の変更等)

第9条 利用者は、前条の規定により決定を受けた内容に変更等が生じたときは、速やかに北栄町産後ケア事業変更(中止)届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2及び3 略

(委託料)

第10条 事業の実施に要する1日当たりの委託料の単価は、町長が別に定める基準により決定するものとする。

2 委託機関及び助産師等は、前項の規定により決定した委託料の単価に、利用日数を乗じて算出された額を町長に請求するものとする。

(実施報告及び委託料の請求)

第11条 委託機関及び助産師等は、事業を実施した月の翌月の末日までに、北栄町産後ケア事業実施報告書(様式第6号)及び産後ケア委託料請求書を町長に提出するものとする。

(委託料の支払)

第12条 町長は、前条の規定により委託料の請求を受けたときは、報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、当該請求を受理した日から30日以内に委託機関及び助産師等へ支払うものとする。

(利用の変更等)

第10条 利用者は、第8条の規定により決定を受けた内容に変更等が生じたときは、速やかに北栄町産後ケア事業変更(中止)届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2及び3 略

(実施報告)

第11条 委託機関及び助産師等は、事業を実施した月の翌月の末日までに、北栄町産後ケア事業実施報告書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(委託料の支払)

第12条 町長は、前条の報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、委託機関又は助産師等の請求により、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める委託料を支払うものとする。

別表第1 (第9条、第12条関係)

デイサービス型(乳児のみ)に要する費用

(単位：乳児1人当たりの日額、円)

区分		利用料	委託料
4時間 まで	市町村民税 課税世帯	1,200	6,000
	市町村民税 非課税世帯	600	
	生活保護世帯	0	
4時間 超8時間 まで	市町村民税 課税世帯	2,200	11,000
	市町村民税 非課税世帯	1,100	
	生活保護世帯	0	

備考

- 1 市町村民税非課税世帯には、母子家庭又は養育者家庭の世帯を含む。ただし、生活保護世帯で取り扱われる場合を除く。
- 2 生活保護世帯には、母子家庭又は養育者家庭の世帯で市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。

別表第2 (第9条、第12条関係)

デイサービス型(母子が利用した場合)に要する費用

(単位：母子1組当たりの日額、円)

区分	利用料	委託料
市町村民税	2,600	13,000

課税世帯	(880)	(4,400)
市町村民税 非課税世帯	1,300 (440)	
生活保護世 帯	0	

備考

- 1 市町村民税非課税世帯には、母子家庭又は養育者家庭の世帯を含む。ただし、生活保護世帯で取り扱われる場合を除く。
- 2 生活保護世帯には、母子家庭又は養育者家庭の世帯で市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。
- 3 多胎児が利用する場合、()の金額に2人目以降の乳児の人数を乗じた額を加算した額とする。

別表第3(第9条、第12条関係)

宿泊型に要する費用

(単位：母子1組当たりの日額、円)

区分	利用料	委託料
市町村民税 課税世帯	3,200 (1,080)	16,000 (5,400)
市町村民税 非課税世帯	1,600 (540)	
生活保護世 帯	0	

備考

- 1 市町村民税非課税世帯には、母子家庭又は養育者家庭の世帯を含む。ただし、生活保護世帯で取り扱われる場合を除く。
- 2 生活保護世帯には、母子家庭又

	は養育者家庭の世帯で市町村民税 非課税世帯に該当する場合を含む。 3 多胎児が利用する場合、()の金額に2人目以降の乳児の人数を乗じた額を加算した額とする。				
	別表第4(第9条、第12条関係) アウトリーチ型に要する費用 (単位：母子1件あたりの額、円) <table> <tr> <th>利用料</th><th>委託料</th></tr> <tr> <td>1,200</td><td>6,000</td></tr> </table>	利用料	委託料	1,200	6,000
利用料	委託料				
1,200	6,000				

第2条 北栄町産後ケア事業実施要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

北栄町産後ケア事業利用申請書

北栄町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

(本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます。)

北栄町産後ケア事業申請書に記載のある情報を委託機関等に情報提供すること同意した上で、産後ケア事業を申込みます。

利用 者	住所	北栄町		
	母の氏名		母の 生年月日	(歳)
	児の氏名	(男・女)(第 子)	児の 生年月日	年 月 日
	出産(予定) 医療機関		出産 予定日	年 月 日
世 帯 構 成	氏名	続柄	生年月日	勤務先、学校等の名称
利用区分		事業の種類希望する事業にチェックしてください。 ☐ デイサービス型(母子) ☐ デイサービス型(乳児のみ) ☐ 宿泊型 ☐ アウトリーチ型		
利用日時		年 月 日から 年 月 日まで 午前・午後 時から 午前・午後 時まで		
利用する理由(具体的に記入してください)				

様式第 2 号(第 8 条関係)

(第 号)
年 月 日

様

北 栄 町 長

北栄町産後ケア事業利用承認通知書

申請のありました北栄町産後ケア事業については、次のとおり承認したので、通知します。

利 用 者 氏 名	
利 用 期 間	
事 業 内 容	利用区分： 医療機関名：
備 考	日程の変更（中止）は、利用日前日（祝祭日、土日、年末年始を除く。）の 1 2 時までに北栄町に連絡してください。

様式第 4 号（第 9 条関係）

北栄町産後ケア事業利用変更（中止）届出書

年 月 日

北栄町長 様

氏名
住所 印

（本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます。）

年 月 日付で通知がありました産後ケア事業については、下記の通り
変更（中止）を届け出ます。

変更 (中止) 内容	区分	変更前	変更後
	☐ デイサービス型 (母子)		
	☐ デイサービス型 (乳児のみ)		
	☐ 宿泊型		
	☐ アウトリーチ型		
変更 (中止) 理由			

様式第 5 号(第 9 条関係)

(第 号)
年 月 日

様

北 栄 町 長

北栄町産後ケア事業利用変更承認（中止決定）通知書

変更（中止）届出のありました北栄町産後ケア事業については、次のとおり承認（中止決定）したので、通知します。

利 用 者 氏 名		
変更内容	変 更 前	変 更 後
☐ 利用日時 ☐ 医療機関名 ☐ その他		
備 考		